

藤沢市内部統制推進のための運用ガイドライン 及び令和元年度内部統制の取組について

本市の更なる内部統制の推進を図るため、「藤沢市内部統制推進のための運用ガイドライン」（以下「本ガイドライン」という。）を策定しましたので、本ガイドラインの概要及び本ガイドラインに基づく令和元年度の内部統制の取組について報告するものです。

1 本ガイドラインの概要

(1) 趣旨

本市では、業務に潜むリスク想定とその対処方針をあらかじめ定めておくことの必要性等に重点を置いた、内部統制の取組を推進してきました。

しかしながら、公金の私的流用等の一連の不祥事が発生し、「藤沢市職員による不祥事の再発防止策」を講じる事態となり、昨年度には支払事務遅延等の不適正な事務処理が発覚し、平成29年度決算について、一般会計及び介護保険事業費特別会計が不認定となり、「支払事務遅延等の再発防止策」を定めました。

こうした中、外部団体と共同で内部統制強化のための研究を行い、「制度上の課題と対応策」及び「職員の意識調査結果から見た運用上の課題と対応策」について、提言がなされました。

一方で、平成31年3月に総務省から「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」が発出され、地方公共団体は、「組織として、あらかじめリスクがあることを前提として、法令等を遵守しつつ、適正に業務を執行すること」が、より一層求められている状況です。

本ガイドラインは、本市の内部統制を推進するにあたり、これまでの取組に加え、一連の不祥事や支払事務遅延等の再発防止策についても包含し、「藤沢市内部統制基本指針」に基づき、全庁一体となった統一的な取組を進めるための基準として策定したものです。

(2) 地方公共団体における内部統制

ア 地方自治法の改正

地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）により、都道府県及び指定都市において内部統制制度の導入が義務付けられ、その他の地方公共団体においては、努力義務とされていることを本ガイドラインに記載しています。

イ 「内部統制」とは

内部統制とは、基本的に「①法令等の遵守」，「②事務事業の有効性及び効率性の確保」，「③財務報告の信頼性の確保」及び「④資産の保全」の4つの目的が達成されないリスクを一定の水準以下に抑えることを確保するために、業務に組み込まれ、組織内のすべての者によって遂行されるプロセスであることを記載しています。また、4つの目的を達成するために「①統制環境」，「②リスクの評価と対応」，「③統制活動」，「④情報と伝達」，「⑤モニタリング（監視活動）」及び「⑥ICT（情報通信技術）への対応」の6つの基本的要素が基盤となることを記載しています。

（3）藤沢市における内部統制

ア 内部統制が対象とするリスクの範囲

本市の内部統制において対象とするリスクとは、業務運営や市民サービスの提供に支障を生じさせる事態や信用失墜につながりかねない「事前に対策が可能な問題」である「組織リスク」とすることを記載しています。

イ 内部統制に関する留意点

内部統制の整備及び運用において、優先的に取り組む事項、求める内部統制の水準及び外部有識者の活用について、記載しています。

ウ 内部統制に関係を有する者の役割

内部統制に関係を有する者の役割として、市長、副市長等の理事者や部局長が有する役割と責任を記載しています。その他の職員については、課等の長など役職に応じた役割と責任を記載しています。また、監査委員と内部統制との関係についても記載しています。

エ 内部統制体制

内部統制の全庁的な推進体制として、市長を内部統制推進本部長とする「藤沢市内部統制推進本部会議」及び内部統制機能を担う関係課の長を委員とした「藤沢市内部統制庁内推進委員会」の設置について、記載しています。

オ 基本的な取組

内部統制の4つの目的を達成するための基本的な取組として、「風通しの良い組織風土づくり」，「内部統制制度における帳票の活用」，「リスクの見直し」，「モニタリングの実施」，「研修の実施」，「リスク事案の共有」及び「不祥事等の再発防止のための取組（リスクの低減策）」を実施することを記載しています。

(4) 内部統制に関する報告書等の作成及びガイドラインの見直し

本市の内部統制の各年度の取組について、報告書等を作成し、公表すること、及び「本ガイドライン」は取組の進捗状況や法律及び国の施策の動向等により、随時見直しを検討することを記載しています。

2 令和元年度の取組

本ガイドラインに基づき、令和元年度は次のとおり取組を実施します。

(1) 職場風土の改革

理事者による職場巡回・講話を実施し、「法とモラルを守る藤沢」の浸透、共有を図り、風通しの良い職場風土の構築を進めます。

(2) 外部有識者の意見反映

本市の内部統制について、外部有識者から意見をいただき、今後の取組に反映させていきます。

(3) リスクの再点検と帳票の改訂

改めて本市にて想定されるリスクの再点検を実施するとともに、リスク管理表の帳票改訂を検討し、改善を図ります。

(4) 内部統制に関する報告書の作成

昨年度に実施した内部統制の取組結果報告書を作成、公表します。

(5) 不祥事等の再発防止のための取組

平成27年度の施設使用料の還付用現金及び関係団体の事務局預かり金等の不正流用からの一連の不祥事や支払事務遅延等の不適正な事務処理の再発防止策（チェック機能の強化）等、本市がこれまでに経験した不祥事等の再発防止策に基づく取組を徹底します。

(6) 研修の実施

外部講師を招いて全課を対象とする研修を実施するほか、コンプライアンスや内部統制に関する研修を階層別研修や出張職場研修で引き続き実施します。

(7) 内部統制制度における帳票の活用及びリスク事案の共有

引き続き、内部統制制度の共通的な4つの帳票の活用を図るとともに、リスクが発生した場合は、他課で同様の事案が再発しないよう、全庁で「リスク発生時記録票」の内容の共有を図ります。

(8) モニタリングの実施

リスク対応策について、日常の業務の中で適切に実施されているか、課等内での自己点検及び部局総務課による重点モニタリングを実施します。

以上
(総務部 内部統制推進室)